

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 年末調整の対象となる給与

Q. 当社は、給与のペ日が月末で、支給日が翌月10日となっています。来る年1月10日に支払う今年12月分の給与は今年の年末調整の対象になりますか？

A. なりません。

年末調整は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額について行うこととなっています。

支払うべきことが確定した給与とは、給与所得者からすると収入金額の収入すべき時期が確定した給与のことをいい、この収入金額の収入すべき時期とは、次のようにされています。

①契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等(次の②に掲げるものを除く)についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日

②役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるものについては、その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日

したがって、来年に支給される給与については、今年の年末調整の対象にはなりません。(所基通36-9(1))

https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2668_ga.htm

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2509.htm>

★ 年末調整の過不足額の精算

Q. 年末調整をした後の過不足額は、どのように精算したらいいのですか？

A. 年末調整によって生じた過不足税額は、次のように精算します。

1. 過納の場合

過納額は、次の方法により精算します。

①会社から還付する方法

過納額は、その年末調整を行った月分の「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、

税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引いて、過納になった人に還付します。なお、その月の源泉徴収税額からでは還付しきれないときは、その翌月以後の月に納付べき税額から差し引いて還付していきます。

②税務署から還付してもらう方法

次の場合には、税務署から還付されます。

- イ. 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった月の翌月から2ヶ月を経過してもなお還付しきれないと見込まれる場合
- ロ. 解散、廃業などで過納額の還付ができなくなった場合
- ハ. 徴収して納付する税額が全くなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合

2. 不足の場合

年末調整をする月分の給与から徴収して、なお不足があるときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

★ セルフメディケーション税制Q&A

Q. セルフメディケーション税制が来年から施行されるそうですが、どのような内容なのですか？

A. セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーション(健康の維持増進及び疾病の予防の推進)を目的として創設された制度で、平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限：8万8千円)を、その年分の総所得金額等から控除するという制度です。

概要は、さきごろ厚労省から公表された「セルフメディケーション税制に関するQ&A」にまとめられています。一般の方向けが10問、製造販売業者の方向けが3問、小売業者の方向けが2問で、今後必要に応じて随時更新していくとのことです。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000141868.pdf>

一般向けには、セルフメディケーション税制について、制度内容や創設の目的、医療費控除との関係、申告方法についてや対象の医薬品についてなどがまとめられています。

★ 社員に昼食を支給する場合

Q. 社員に昼食を支給する場合には、源泉徴収が必要なときと不要なときがあるそうです。どのようになっているのですか？

A. 会社が社員に対して、正規の勤務時間中に支給する昼食は、福利厚生的な面があることから、次のいずれにも該当する場合には、給与課税しないこととなっています。

- ①社員が食事価額の半額以上を負担していること
- ②社員に支給した食事について、会社が負担した金額が月額3,500円(消費税抜き)以下であること

3,500円以下かどうかは、その食事代の評価額に108分の100を乗じた金額(10円未満端数切捨て)で判定します。

また、残業や宿日直勤務をした者に対して支給する夕食や朝食については、勤務に必要なものであり、実費弁償の観点から課税されないこととなっています。なお、食事のほかに宿日直料が支給される場合には、宿日直勤務1回につき4,000円から食事の評価額を控除した残額が非課税金額として取り扱われます。

食事の評価は、次のようにします。

- ①使用者が調理して支給する食事
その食事の材料等に要する直接費の額に相当する食事
- ②使用者が購入して支給する食事
その食事の購入価額に相当する金額

相 続 税

★ 相続開始前3年以内の贈与

Q. 相続開始前3年以内の贈与は、相続税の対象になるって聞いていましたが、対象にならない贈与もあるとか。どのようになっているのですか？

A. 相続税法では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の評価額をその者の相続税の課税価格に加算した評価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。

つまり、相続人にした相続開始前3年以内の贈与は、相続時に相続財産として取り込まれたうえで相続税額を計算し、そこから贈与時に納めた贈与税相当額を差し引いて、納めるべき相続税額を求めるのですが、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象にならないこととなっています。

- ①相続人以外にする贈与
- ②贈与税の非課税財産
- ③特定障害者扶養信託として贈与税が非課税となるもの
- ④相続開始の年の前年以前の贈与で、贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額、又は相続開始の年にされた贈与で、贈与税の配偶者控除があった場合に控除される金額

お孫さんにい遺贈していない場合は、相続人以外の者への贈与になりますから相続財産に加算してする必要はなく、贈与税の課税関係で完結いたしますので、相続税の課税税率より贈与税の課税税率が低ければ節税になります。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/sisan/sozoku2/02/05.htm#a-19_1